

認定・認定更新について Q&A

Q1	認定更新をする年を忘れてしまいました。どのように調べたらいいでしょうか。
A1	まずは全国歯科衛生士教育協議会の事務局までお問い合わせください。 年末に郵送の認定更新のご案内でも認定番号を掲載・通知しております。 同じご案内はホームページに掲載し、メーリングリストでもお送りいたします。
Q2	認定更新を忘れてしまいました。もう一度講習会 I から受講するのでしょうか？
A2	1年～3年間の失効期間であれば、講習会 V を 1 回受講して下さい。受講後に認定更新の申請をすることができます。ただし、失効した理由書を提出してください。しかし、3年間以上の失効期間の場合については、認定委員会で個別に協議をすることとなります。いずれにしても一度事務局にお問い合わせください。
Q3	専任教員に再び復帰しました。ブランク期間中は更新期間に入りますか？
A3	認定後に専任教員を退いた場合、ブランク中の年数はカウントしません。再び専任教員に復帰したのち、単位数を満たしていれば認定更新を申請できます。認定後に所属機関よりブランクがあった旨の説明文書および勤務証明書、離職証明書など離職したことを証明できるものを添付の上、申請してください。
Q4	認定更新の取得単位は何単位？
A4	平成 29 年度までは認定更新の取得単位は 15 単位となります。 平成 30 年度からは新規定の適用となり、取得単位は 20 単位となります。 認定更新の該当者には、案内文書と一緒に該当する取得単位表を送付いたします。
Q5	認定更新を申請したいのですが、所属の変更に伴いまだ会員校ではありません。どのように申請したらよいのでしょうか？
A5	認定・認定更新申請は、所属する学校名での申請が原則です。所属校が全国歯科衛生士教育協議会に入会した時点で認定および認定更新をしてください。
Q6	所属する学校が閉鎖となります。前倒し期間での申請はできますか？
A6	学校閉鎖などの諸事情により早めに認定更新をしたい場合、単位数を満たしていれば申請することができます。早めに単位を取得しておくことをお勧めします。
Q7	認定更新のための申請書類の追加について？
A7	認定更新のための提出書類で、最新の認定証・認定更新証のコピーを添付することが、認定規定の第 6 条に追加されました。提出書類の確認をしてください。
Q8	認定更新申請書類の必須単位数の記載についてどのように？
A8	認定更新の必須単位数は、10 単位です。日本歯科衛生教育学会と同時に行われる講習会 VI（基礎講演と臨床講演）の 2 講演を聴講すると 5 単位となるため、2 回（2 年分）の受講が必須となります。なお、聴講の証明については講習会 VI の講習修了証のコピーをご提出ください。